

民生協議会協議事項

〔 日時 令和3年8月20日(金)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 2 新型コロナワクチンの接種状況について
- 3 八戸港沖パナマ籍貨物船海難事故について
- 4 令和2年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について
- 5 八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について
- 6 オンライン資格確認システムの運用開始について

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）等の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市手数料条例別表第3において引用している医薬品医療機器等法及び同法施行令の条項を別紙のとおり改正するもの

(2) 施行期日

令和3年8月1日

3 処分年月日

令和3年7月27日

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
衛生関係手数料			衛生関係手数料		
17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)関係事務			17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。)関係事務		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
4 法第12条第4項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,200円	4 法第12条第2項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,200円
6 法第13条第4項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 5,800円	6 法第13条第3項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 5,800円
8 法第14条第15項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき 90円	8 法第14条第13項の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき 90円
12 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	1件につき 11,700円	12 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	1件につき 11,700円
13 政令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	1件につき 2,000円	13 政令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	1件につき 2,000円

改正後			改正前		
14 <u>政令第2条の4第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	1件につき 3,000円	14 <u>政令第1条の6第1項</u> の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	1件につき 3,000円

※関係部分のみ抜粋

新型コロナワクチンの接種状況について

1. ワクチンの供給状況（令和3年8月17日現在）

供給時期		箱数	接種可能回数	供給状況
4月		3	2,925回分	供給済
5月		72	83,655回分	
6月		53	62,010回分	
7月		26	30,420回分	
8月	第11クール（8/2、8/9の週）	13	15,210回分	供給予定
	第12クール（8/16、8/23の週）	17	19,890回分	
	第13クール（8/30、9/6の週）	21	24,570回分	
9月	第14クール（9/13、9/20の週）	21	24,570回分	
	第15クール（9/27、10/4の週）	23	26,910回分	
合計		249	290,160回分	

2. 接種状況（令和3年8月17日現在）

対象者	1回目	2回目
医療従事者（3月8日～）	11,544人	11,280人
高齢者（4月21日～）	63,841人	60,761人
高齢者施設従事者（4月21日～）	2,072人	1,888人
12歳以上64歳以下（基礎疾患がある方を含む）	13,457人	3,038人
合計	90,914人	76,967人

※12歳以上64歳以下には、高齢者の接種予約キャンセル対応により代替接種した教職員、保育施設職員及び介護施設職員等を含む。

※高齢者の1回目接種を終えた方は、約88.1%。（対象者約72,500人）

※接種対象となる八戸市民の1回目接種を終えた方は、約43.7%。（対象者約208,000人）

3. 接種券発送状況

接種対象となる12歳以上64歳以下のすべての方（約122,000人）に、8月6日までに発送済。

4. 実施計画の変更

接種対象について、高齢者及び基礎疾患がある方から、12歳以上64歳以下の年代に拡大する。

(1) 個別接種の実施対象の拡大【変更】

- ・予約開始 8月23日(月)
- ・接種開始 各医療機関による

(2) 集団接種の実施体制について【変更】

	変更後(8月2日～9月10日)	変更後(9月13日～)
接種会場	八戸市総合保健センター	八戸市総合保健センター
開催曜日	月・水・木・金 15:00～17:00 ※開催日が祝日の場合にも実施	月・水・木・金 14:00～18:00 ※開催日が祝日の場合にも実施
接種人数	約800人/週	約1,600人/週

※予約開始は、9月6日(月)9時。

(3) 周知方法

チラシの全戸配布、新聞広告、市ホームページ、市民サービスセンター及び公民館など市内公共施設にチラシを設置予定。

5. 市優先接種の実施状況

(1) 接種開始日 令和3年8月2日(月)

(2) 接種状況 (令和3年8月17日時点)

職種		1回目	2回目
公安	警察、会場保安部、消防本部、自衛隊、消防団	894人	0人
教育・保育	市内小中学校及び高校、県立特別支援学校、専門学校、保育園・幼稚園、児童館、なかよしクラブ 等	1,432人	0人
交通機関	市営バス、南部バス、タクシー協会、JR東日本、青い森鉄道	351人	0人
福祉	介護施設及び障害者施設従事者、手話通訳者 等	830人	0人
障がい者	入所施設及び通所施設利用者、障害者手帳保持者	358人	0人
合計		3,865人	0人

6. こどもワクチンデー（小中学生及び高校生への接種）の実施について

- (1) 接種対象
- ・市内小学6年生、中学生 約7,600人
 - ・高校生（高専は除く） 約7,000人
- (2) 接種見込数 約10,000人
（接種対象の保護者向けのアンケートにより、約7割が接種を希望。）
- (3) 接種体制

	個別接種	集団接種		
接種会場	受託医療機関（調整中）	八戸市総合保健センター		
実施日程		A 日程	B 日程	C 日程
	1 回目	9/25(土)、26日(日)	10/ 2(土)、 3日(日)	10/ 9(土)、10日(日)
	2 回目	10/16(土)、17日(日)	10/23(土)、24日(日)	10/30(土)、31日(日)
実施時間	調整中	14:00～18:00		
接種人数	3,000人（内訳は調整中）	3,000人（各日500人）		

7. 予防接種証明書（ワクチンパスポート）の発行状況（令和3年8月17日時点）

- (1) 受付開始日 令和3年7月26日（月）
- (2) 申請件数 27件
- (3) 発行件数 26件

八戸港沖パナマ籍貨物船海難事故について

1 事案の概要

- ・ 8月11日（水）、午前7時50分、八戸港内の防波堤外側を航行中のパナマ籍貨物船「CRIMSON POLARIS（クリムゾン ポラリス）」から、「八戸港内で乗り揚げた」旨、第二管区海上保安本部へ通報があった。
- ・ 同日、午後7時頃までに乗組員総員（21名）は八戸海上保安部のヘリコプターにより救助
- ・ 8月12日（木）、午前4時15分頃、船体が亀裂により破断し、燃料油が流出

2 船舶の概要

- (1) 船種船名：貨物船「CRIMSON POLARIS」
- (2) 船 籍：パナマ
- (3) 乗組員：21名（中国人8名、フィリピン人13名）
- (4) 総トン数：39,910トン
- (5) 搭載油：燃料油約1,675トン、潤滑油4.3トン
- (6) 積 荷：ウッドチップ44,035トン

3 油の流出状況（海上保安庁）（八戸市分）

(1) 流出油の範囲

日	状況
8月12日（木）	船体から北北西方向へ長さ約24.3キロメートル、最大幅約800メートルの範囲に浮流油を確認
8月17日（火）	船体から北西方向に約2キロメートル、幅約500メートルの帯状の範囲に浮流油を確認
8月19日（木）	船首部から新たな油の流出を認めず。船尾部から南東方向に筋状の薄い油膜を認めるも、船尾部付近で、巡視船等の航走攪拌により消滅しつつある。

(2) 漂着油の範囲

日	状況
8月14日（土）	奥入瀬川河口南に漂着を確認
8月15日（日）	市川船溜、三菱製紙八戸工場護岸付近に漂着を確認
8月16日（月）	奥入瀬川河口から五戸川河口にかけての範囲、市川船溜、八戸港八太郎4号ふ頭で漂着を確認

4 現在の主な対応状況

(1) 海上保安庁・船主他

① 船体対応

- ・海上保安庁・船主：巡視船・航空機等による警戒・監視（11日～）

② 浮流油対応

- ・海上保安庁：巡視船等による航走及び放水による拡散（12日～）
- ・北陸地方整備局：大型浚渫兼油回収船「白山」による浮流油回収（13日～）
- ・船主（海上災害防止センター）：タグボートによる浮流油回収・防除作業（12日～）
- ・東北地方整備局：漂流油防除作業（19日～）

③ 漂着油対応

- ・船主（海上災害防止センター）：沿岸調査、海岸清掃（13日～）

(2) 県

- ・8月12日（木）、午前4時15分、「八戸沖外国貨物船座礁に係る青森県災害警戒本部」設置
- ・8月15日（日）、各県民局において、奥入瀬川及び五戸川河口にオイルフェンス設置
- ・その他、各県民局において、海岸線の現場確認等

(3) 市

① 体制

- ・8月14日（土）、12時（正午）、流出油が市川方面に漂着する可能性が高まったことから、「八戸沖外国貨物船座礁に係る八戸市災害警戒本部」を設置し、全庁的な警戒態勢に移行
- ・同日、午後より、八戸海上保安部へ職員2名をリエゾン（情報連絡員）として派遣。以降、午前・午後の2回派遣し、情報収集・共有を行う。

② 油等の漂着状況把握（海岸パトロール等）（防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課、消防本部）

日時	内容
8月12日（木）	・防災危機管理課において、市川方面（奥入瀬川～市川船溜）を巡回
8月13日（金） ～	・防災危機管理課において、市川方面（奥入瀬川～市川船溜）を巡回 ・消防本部において市川方面を午前・午後に巡回
8月16日（月） ～	・巡回体制強化のため、消防本部と関係課（防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課）による巡回体制とし、市域海岸線全体（奥入瀬川河口から金浜まで）について巡回を実施（午前・午後の2回実施） *環境省及び三八地域県民局と連携・情報共有しながら実施

③ 市民への広報（防災危機管理課）

- ・ 8月12日（木）、12:12 防災行政無線（市川地区8局）、ほっとスルメールにより注意喚起
- ・ 8月14日（土）、12:48 再周知（上記と同様）

④ 学校関係（教育指導課）

- ・ 8月18日（水）、9:00 市立全小・中学校あてに児童生徒の安全確保にかかる注意喚起

⑤ 海水浴場（観光課）

- ・ 浮流油の状況を踏まえ、白浜・蕪島両海水浴場を19日（木）から閉鎖

⑥ 水産関係（水産事務所）

- ・ 所管する第1種漁港である南浜漁港（白浜地区、深久保地区、種差地区、大久喜地区、金浜地区）の油の漂着及び油臭の確認
- ・ 沿岸漁協の被害状況に関する情報収集

5 当市への影響・被害について

- ・ 南浜漁協の定置網4ヶ統に油の付着を確認。操業に支障が出ているが、詳細な影響及び被害等は今後の調査による。（水産事務所）
- ・ 南浜漁港のうち、白浜地区、深久保地区、種差地区、大久喜地区において、港内への油の漂着を確認（水産事務所）

6 今後の対応等（見込み）

【船体対応】

- ・ 船主手配のサルベージ会社による船体船固め、油抜き取り作業を予定（時期未定。準備出来次第着手）

【市】

- ・ 油等の漂着状況等を把握するため、関係機関と連携し、海岸パトロールを継続（防災危機管理課、港湾河川課、観光課、環境政策課、社会教育課、消防本部）
- ・ 海域の水質調査を予定、測定時期・測定項目等調査内容を調整中（環境保全課）
- ・ 南浜漁港の油の漂着状況の確認、沿岸漁協の被害状況に関する情報収集（水産事務所）

クリムゾン ポラリスの監視状況



写真1 船体破断直後の状況(8月12日午前7時頃)

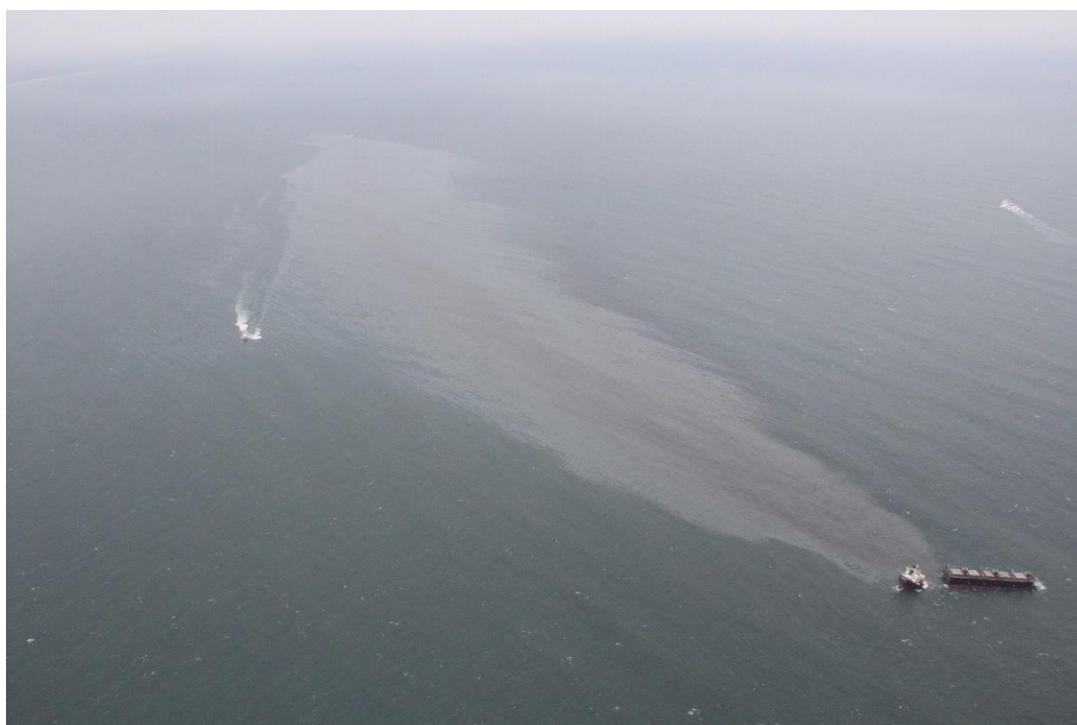


写真2 重油の流出状況(8月12日午前7時頃)

クリムゾン ポラリスの監視状況



写真3 C号船尾側の状況(8月19日午前6時頃)

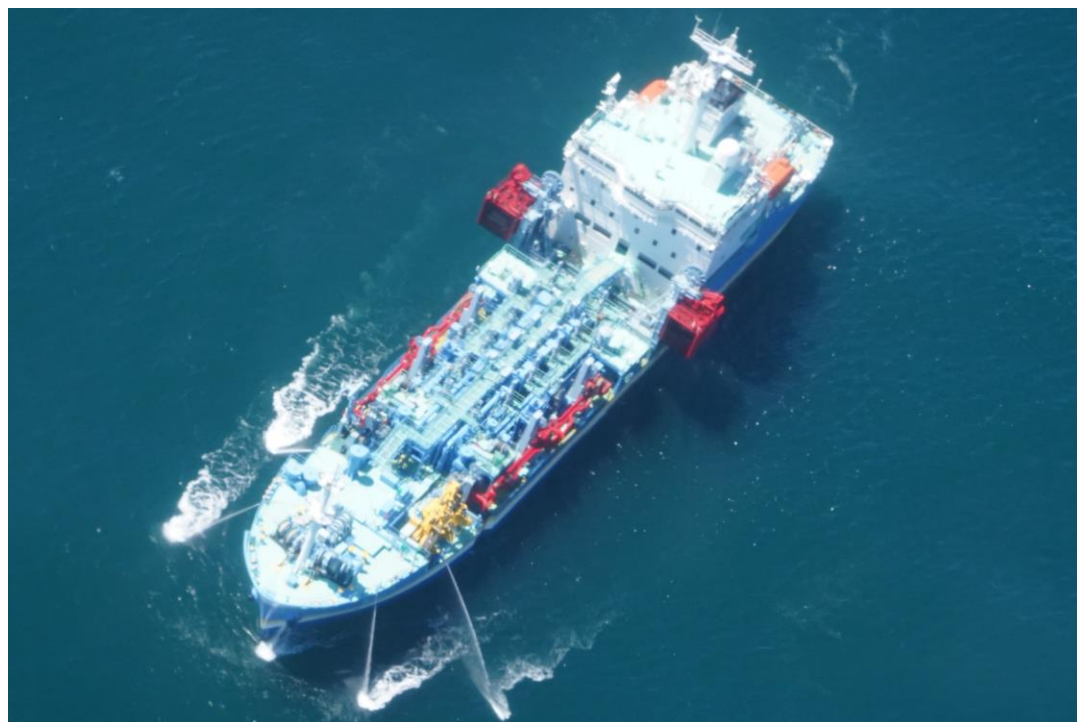


写真4 北陸地方整備局「白山」による放水拡散の状況(8月19日正午頃)

令和2年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について

- 患者数の状況について、新型コロナウイルス感染症による影響で、入院患者数は延べ176,701人で前年度に比べ14,038人減少し、外来患者数は延べ235,039人で前年度に比べ9,336人減少しました。一般病床の病床利用率は83.4%で前年度に比べ5.9ポイントの減となりました。
- 収入の状況について、事業収益の決算額は219億7,000万円で、前年度に比べ18億1,800万円、率にして9.0%の増となりました。
うち、入院収益については、新入院患者数が減少しましたが、手術件数の増加などで前年度の診療単価を上回り、前年度に比べ1億2,200万円、率にして1.0%の増となりました。また、医業外収益の決算額は34億700万円で、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業補助金等で、前年度に比べ16億6,600万円、率にして95.7%の増となりました。
- 支出の状況について、事業費の決算額は206億2,500万円で、医師・医療技術員の給与費及び手術件数の増加により、高額な材料の使用割合が高まっていることにより、前年度に比べ14億200万の増、率にして7.3%の増となりました。
- この結果、収支差引は13億4,500万円の黒字を確保し、令和2年度末で累積欠損金を解消、6億3,100万円の利益剰余金を計上することができました。

(単位：百万円、%)

	令和2年度 決算見込額(A)	令和元年度 決算額(B)	対前年度比較	
			増減額(A)-(B)	増減率
事業収益	21,970	20,152	1,818	9.0
①医業収益	18,018	17,897	121	0.7
うち入院収益	12,766	12,644	122	1.0
うち外来収益	4,263	4,291	△ 28	△ 0.7
②医業外収益	3,407	1,741	1,666	95.7
③特別利益	545	514	31	6.0
事業費	20,625	19,223	1,402	7.3
④医業費用	18,822	18,081	741	4.1
うち給与費	9,528	9,078	450	5.0
うち材料費	5,101	4,987	114	2.3
うち経費	3,114	2,877	237	8.2
⑤医業外費用	1,296	1,142	154	13.5
⑥特別損失	507	0	507	皆増
医業損益(①-④)	△ 804	△ 184	△ 620	△ 337.0
経常損益(①+②-④-⑤)	1,307	415	892	214.9
純損益(事業収益-事業費)	1,345	929	416	44.8
未処分利益剰余金	631	△ 714	1,345	188.4

八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について

- 市民病院では、総務省の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成29年3月に【八戸市立市民病院新改革プラン】を策定し、健全な経営に努めています。
- プランの対象期間は平成28年度から令和2年（平成32年）度までの5年間です。
- 令和2年度における「経営の効率化に係る数値目標」の達成状況は下表のとおりです。
- 改革プラン最終年度となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で、患者数が減少し、多くの項目で目標値を下回る結果となりました。今後は新たな改革プランの策定が予定されておりますので、ポストコロナを見据え、的確な目標値を設定し、健全な経営に努めてまいります。

経営の効率化に係る数値目標	R2年度実績値	目標値	達成状況の評価
1 経常収支比率 (%)	106.5	103.0 以上	○
2 医業収支比率 (%)	95.7	100.0 以上	△
3 累積欠損金 (百万円)	△631	1,553 以下	○
4 給与費 対医業収益比率 (%)	52.9	50.0 以下	△
5 材料費 対医業収益比率 (%)	28.3	26.0 以下	△
6 経費 対医業収益比率 (%)	17.3	17.0 以下	△
7 1日平均入院患者数 (人/日)	484	555 以上	△
8 1日平均外来患者数 (人/日)	967	1,000以上	△
9 入院診療単価 (円)	72,244	59,700 以上	○
10 外来診療単価 (円)	18,138	13,800 以上	○
11 一般病床利用率 (%)	83.4	93.0 以上	△
12 一般病床平均在院日数 (日)	13.8	13.0 以下	△

※ 達成状況の評価基準について

- 目標を達成したもの (目標値の100%以上)
- △ 未達成だが目標に近い実績のもの (目標値の90%～99%)
- × 未達成で目標を大幅に下回っているもの (目標値の90%未満)

オンライン資格確認システムの運用開始について

オンライン資格確認システムとは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図ることを目的に構築されたシステムである。

1 これまでの経緯

令和3年3月

- ・国では本格運用を開始することとしていたが、保険者が登録した情報の誤りなど情報の正確性に課題があったことから、開始時期を令和3年10月へと延期

令和3年4月

- ・国では入力された情報を系統的にチェックするためのシステム改修を実施
- ・保険者では入力された情報の再確認等を実施

令和3年7月

- ・制度を運用していくにあたっての情報の正確性が担保されたことを国が宣言
- ・令和3年9月までを集中導入期間と設定

2 当院の対応

令和3年3月

- ・カードリーダーを9台設置するなどオンライン資格確認システムを導入

令和3年8月

- ・担当職員の操作訓練
- ・来院者へポスター等による周知

令和3年9月

- ・運用開始